

## 公益財団法人岩手県観光協会の役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(趣旨及び目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県観光協会（以下「協会」という。）定款第14条及び第30条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊料、食卓料及び通勤手当の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員には報酬として、本給及び特別手当を支給する。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職手当を支給する。
- 4 役員等が理事会及び評議員会等に出席する場合、現地経費として日額3,000円を支払うものとする。
- 5 理事が使用人を兼務し給与の支給を受けているときは、前3項の報酬等を支給しない。

(報酬の決定基準)

第4条 本給の報酬月額、その職務、資格等を勘案して、岩手県と協議のうえ理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。

(特別手当)

第5条 特別手当は期末手当及び寒冷地手当とし、その支給方法については、岩手県の常勤の特別職の職員の例による。

(報酬の支給)

第6条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員給与規程に準ずるものとする。

(退職手当)

第7条 常勤役員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に

退職手当を支給する。ただし、別に理事長が定めるものについては、この限りではない。

- 2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の報酬月額に在職月数を乗じて得た額の100分の20を乗じ得て得た額とする。
- 3 前項の退職月数の計算は、当該役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間によるものとする。
- 4 常勤役員が業務上の傷病又は死亡により退職した場合は、理事長は、第2項の規定により計算した退職手当の額に、当該退職手当の額の5割以内に相当する額を加算することができる。

(費用)

第8条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の給与規程に準ずるものとする。
- 3 理事が使用人を兼務している場合の費用の支給方法は、職員の給与及び旅費規程によるものとする。

(公表)

第9条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年3月27日理事会議決)